

令和元年度山形県青少年育成県民会議総会 5月29日(水) 県庁・講堂

県民会議総会が、5月29日県庁講堂において開催されました。総会には、会員や青少年育成団体の関係者約120名が参加し、青少年の健全育成や非行防止に向けた今年度の事業計画等が承認されました。

菅間裕晃前会長が4月から山形県教育委員会教育長に就任され3月末で退任されたため、伊藤康則会長代行が挨拶を行いました。以下あいさつの概要です。

令和の新しい時代が始まり、社会全体が明るく、前向きな空気に満ちているのを感じます。青少年を取り巻く現状は、不登校やいじめの問題、虐待、自画撮り、通学の安全と多様化しています。県民会議が主体となって関わっている「大人が変われば子どもも変わる」県民運動と“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動をさらに充実・強化していくことが求められています。

新会長には、この3月に県立山形北高等学校校長で退職された鈴木慈（めぐみ）氏が選出されました。



《今年度の重点》

- ①いじめ・非行防止に係る取組みの推進
- ②地域の実践活動の強化、促進
- ③青少年を社会全体で育成・支援する環境づくりの推進

令和元年度「山形県青少年健全育成県民大会」が新庄市で開催！

本大会は、開催を契機にして、「大人が変われば子どもも変わる」県民運動と“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の一層の拡充を図るために、村山・庄内・置賜・最上の4地区を1年毎にローテーションして開催されます。（主催は山形県青少年育成県民会議）今年度は、最上地区開催となり、過日実行委員会を組織し、実行委員長に小松功氏（最上地区青少年育成連絡協議会会長）が選出され、大会の開催に向けて着々と準備を進めています。



〈主 催〉 山形県青少年育成県民会議

〈日 時〉 令和元年10月27日(日) 午後0時開会、午後3時35分終了予定

〈会 場〉 新庄市民プラザ

〈主な内容〉

- アトラクション 新庄市立萩野学園「萩野鹿子踊り」
- 少年の主張発表
- 実践事例発表 戸沢村の取組み
- 講演：「脳トレ」で知られる東北大学教授の川島隆太氏

山形県青少年健全育成条例の一部が改正される！

インターネットにつながるICT機器の急速な普及により、青少年が犯罪に巻き込まれたり、トラブルに巻き込まれたりする事案が増えています。その被害者の約9割は、フィルタリング設定をしていなかったという報告もあります。

そこで、県では、インターネット上の有害情報等への対応強化と青少年の自撮り被害を防止するために、平成31年3月15日に山形県青少年健全育成条例の一部を改正しました。主な改正点は、以下のとおりです。

山形県青少年健全育成条例の主な改正点（令和元年7月1日より施行）

○青少年に対し、以下の方法で児童ポルノなどの提供を求めた場合は、30万円以下の罰金が科されます。

- ・青少年に拒まれたにも関わらず求める。
- ・青少年を脅したり、だましたり、困惑させたりする。
- ・青少年に対して対償（お金や物など）を供与し、又はその供与の約束をする。

○携帯電話の新規契約又は機種変更などをする場合、以下の対応が義務化されます。

- ・携帯電話会社とその代理店（以下「携帯電話会社等」という）は、青少年又は保護者に対し、有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容等について説明した上で、説明書を交付する。
- ・携帯電話会社等が提供するフィルタリングサービス等を希望しない保護者は、携帯電話会社等に対し、理由書を提出する。
- ・携帯電話会社等は、上記理由書を保存する。

○インターネット関係事業者等に有害情報の閲覧等の防止に係る努力義務が課されます。

- ・インターネットに接続する機器の販売事業者やプロバイダは、その事業活動を行う際、青少年を有害情報から保護するため、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。